


様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和5年5月19日

堺市議会議長 的場 慎一 様

議員氏名 井関 貴史   
 (報告者が自署しない場合は、記名押印をしてください。)

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、 令和5年度  
 政務活動費について次のとおり報告します。

収 入

(単位 円)

収入の種類	決算額	算出基礎等
1 政務活動費	285,000	@285,000円 × 1ヶ月 = 285,000 円
2 その他	1,599	自己資金
収入合計	286,599	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費			
研 修 費			
請・陳情活動費			
会 議 費			
資 料 作 成 費			
資 料 購 入 費	4,200	4,200	情報収集のため新聞を購読した。
広 報 ・ 広 聴 費	164,835	164,835	市政活動報告のためビラを印刷・ポスティングした。
人 件 費	43,363	41,764	政務活動の補助のため事務員を雇用した。
事 務 ・ 事 務 所 費	74,201	74,201	政務活動のため事務所を賃借した。
支 出 合 計	286,599	285,000	

令和5年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 井関 貴史

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
<p>【資料購入費】 新聞購読</p>	<p>4/1～4/30</p>	<p>情報収集のため、新聞を購読した。</p>
<p>【広報・広聴費】 広報誌の配布</p>	<p>4/1～4/30</p>	<p>市政活動報告のため、ビラを印刷・ポスティングした。</p>
<p>【人件費】 事務員の雇用</p>	<p>4/1～4/30</p>	<p>政務活動の補助のため、事務員を雇用した。</p>
<p>【事務・事務所費】 事務所の賃借</p>	<p>4/1～4/30</p>	<p>政務活動のため、堺区南三国ヶ丘町において事務所を借り上げた。</p>

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

井関 貴史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
4月8日	4-1		1,583	-1,583	ごみ処理代 3月分	⑨	
4月10日		285,000		283,417	政務活動費 4月分受入れ		
4月10日	4-2		4,874	278,543	固定電話・インターネット使用料 3月分	⑨	
4月10日	4-3		2,139	276,404	楽天モバイル使用料 2月分	⑨	
4月10日	4-4		3,292	273,112	電気代 2月分	⑨	
4月10日	4-5		26,910	246,202	██████ 賃金 3月分	⑧	
4月13日	4-6		16,453	229,749	██████ 賃金 4月分	⑧	
4月25日	4-7		4,200	225,549	産経新聞 4月分	⑥	
4月26日	4-8		2,313	223,236	水道代	⑨	
4月27日	4-9		164,835	58,401	市政報告ビラ 印刷・ポスティング代	⑦	
4月27日	4-10		60,000	-1,599	事務所賃借料 5月分	⑨	
月計		285,000	286,599	-1,599			
累計		285,000	286,599	-1,599			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

## 雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 井関 貴史

ふりがな	[REDACTED]	
被雇用者の氏名	[REDACTED]	
生年月日	[REDACTED]	
住所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED] [REDACTED]	
雇用期間 (雇用開始日)	令和5年3月1日～令和5年4月30日	
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)	
勤務時間数	概ね 16 時間 / 週 (1日 4時間 × 4日 / 週)	
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1,040 円
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ( ) 活動	
按分	75%	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 12 時間 (週勤務時間数) 16 時間
		<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていることを条件とする。	
備考		

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動＋後援会活動	1 / 2
政務活動＋後援会活動＋政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)



雇 用 契 約 書

ふりがな	██████████	生 年 月 日	
氏 名	██████████		██████████
住 所	〒██████████ 堺市██████████	TEL	██████████
下記の条件で契約します。			
雇用期間	令和5年3月1日から令和5年4月30日まで		
就業場所	堺市堺区南三国ヶ丘町3-5-24 井関貴史事務所		
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類の作成、後援会関係事務、 自動車運転業務		
就業時間 (休憩時間)	原則午前10時00分から午後5時00分まで (うち 休憩時間は午前12時から午後1時まで)		
休 日	定められた日		
給与(賃金)	時給1,040円		
給与支払	毎月末締切、翌月10日支払い		
給与振込先	現金払い		
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。			
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。			
	雇用者	井関 貴史	令和5年3月7日 ██████████
	被雇用者	██████████	██████████

出勤簿（ 2023年 3月 ）

氏名 XXXXXXXXXX

		時間	休憩	実労働時間
3月1日	水			
3月2日	木			
3月3日	金	10:00 ~ 17:00	1.00	6.00
3月4日	土	13:00 ~ 16:00		3.00
3月5日	日	10:00 ~ 16:00	1.00	5.00
3月6日	月			
3月7日	火	14:00 ~ 17:00		3.00
3月8日	水	10:00 ~ 17:00	1.00	6.00
3月9日	木	12:00 ~ 17:00		5.00
3月10日	金			
3月11日	土	10:00 ~ 13:30		3.50
3月12日	日	~		
3月13日	月			
3月14日	火	10:00 ~ 14:00	1.00	3.00
3月15日	水			
3月16日	木			
3月17日	金			
3月18日	土			
3月19日	日			
3月20日	月	10:00 ~ 17:00	1.00	6.00
3月21日	火	11:00 ~ 14:00		3.00
3月22日	水	10:00 ~ 17:15	0.75	6.50
3月23日	木	~		
3月24日	金	~		
3月25日	土	~		
3月26日	日	~		
3月27日	月	~		
3月28日	火	~		
3月29日	水	~		
3月30日	木			
3月31日	金	~		
			合計	50.00
			確認印	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>

出勤簿 ( 2023年 4月 )

氏名 XXXXXXXXXX

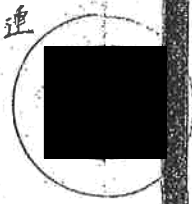
		時間	休憩	実労働時間
4月1日	土	～		
4月2日	日	～		
4月3日	月	～		
4月4日	火	～		
4月5日	水	～		
4月6日	木	～		
4月7日	金	～		
4月8日	土	～		
4月9日	日	15:00 ～ 25:30	1.0	9.5
4月10日	月	12:00 ～ 15:00	0.0	3.0
4月11日	火	～		
4月12日	水	～		
4月13日	木	9:00 ～ 13:00	0.0	4.0
4月14日	金	～		
4月15日	土	～		
4月16日	日	～		
4月17日	月	～		
4月18日	火	～		
4月19日	水	～		
4月20日	木	～		
4月21日	金	～		
4月22日	土	～		
4月23日	日	～		
4月24日	月	～		
4月25日	火	～		
4月26日	水	～		
4月27日	木	～		
4月28日	金	～		
4月29日	土	～		
4月30日	日	～		
			合計	16.5
			確認印	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>

## 事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会 井関貴史

管理責任者 (議員名)	井関 貴史		
事務所名	井関貴史事務所		
所在地	〒 590-0023 堺市堺区南三国ヶ丘町 3-5-24 <div style="text-align: right;">TEL 072 (222) 3022</div>		
兼用の有無	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所 (賃貸借契約先 日本フィナンシャルマネジメン ト株式会社 )		
	他用途との兼用 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ⇒ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 私的使用	
		<input checked="" type="checkbox"/> 後援会事務所	
		<input checked="" type="checkbox"/> 政党活動事務所	
		<input type="checkbox"/> 会社等 (関係団体)	
延べ面積	約 69 m <sup>2</sup>	賃借料	月額 80,000 円 (政務活動費充当額 60,000 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	75%	(次のいずれかの説明方法を選択) <input type="checkbox"/> 使用面積による    使用面積                  m <sup>2</sup> /延べ面積 (m <sup>2</sup> ) <input checked="" type="checkbox"/> 使用時間による    月 120 時間のうち 90 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	<input checked="" type="checkbox"/> 電気代・・・75% <input checked="" type="checkbox"/> 水道代・・・ 75% <input type="checkbox"/> ガス代・・・ % <input checked="" type="checkbox"/> 固定電話代・・・75% <input checked="" type="checkbox"/> その他 (廃棄物収集)・・・ 75%	
	駐車場 賃借料	無	
所有区分	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 (                  ) ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。



# 建物質貸借契約書

## 建物賃貸借契約書

貸主 日本フィナンシャルマネジメント株式会社を甲とし、借主 井関貴史事務所(井関貴史)を乙とし、次のとおり建物賃貸借契約書(以下、「本契約」という。)を締結する。

### I. 標記

#### (1) 賃貸借の目的物

所在地	堺市堺区南三国ヶ丘町3丁5-24	住居表示	堺市堺区南三国ヶ丘町3丁5-24
家屋番号		建物種類	木造連棟2階建て
構造	木造2階建て	床面積	1階2階 約21坪
間取り	1階ワンフロア(トイレ付)2階ワンフロア(トイレ付)		
付属設備	現状有姿とする	付属施設	現状有姿とする
特記事項	契約期間は2年間とする。 内装工事は契約者負担とする。退去時は現状有姿とする。		

#### (2) 賃貸借契約期間

始期 令和4年4月1日 より 終期 令和6年3月31日まで 2年間とする。

#### (3) 賃料、共益費

	金額	共益費	振込の場合
賃料税込	月額 80,000円	無し	池田泉州銀行 新金岡支店 普通 〇〇〇〇〇〇 日本フィナンシャルマネジメント株式会社 (ニホンフィナンシャルマネジメントカブシキガイシャ)
水道代	実費		

#### (4) 保証金

礼金	〇〇〇〇〇	解約引き	
----	-------	------	--

#### (5) 賃貸人及び管理人

賃貸人	住所	大阪府堺市堺区市之町東5-2-14
	氏名	日本フィナンシャルマネジメント株式会社
管理人	住所	大阪府堺市堺区市之町東5-2-14
	氏名	日本フィナンシャルマネジメント株式会社

#### (6) 入居者

入居者	氏名	職業(勤務先・通学先など)	続柄	年齢
	井関貴史事務所 (井関貴史)			

#### (7) 連帯保証人

連帯保証人	住所		年齢
	氏名	〇〇〇〇〇	

## II. 契約条項

### 第1条 (目的及び用途)

1. 甲はその所有する標記物件（以下「本物件」という。）を次項に規定する用途に供することを目的として乙に賃貸し、乙はこれを貸借することを約する。
2. 乙は、本物件を事務所として貸借使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。

### 第2条 (賃貸借期間)

1. 賃貸借期間は標記のとおりとする。但し、期間満了までに双方異議のない場合は1年間の自動更新とし、その後も同様とする。

### 第3条 (賃料等)

1. 賃料および共益費は、標記のとおりとする。
2. 乙の支払う共益費は、本物件の共用部分および共用施設の維持管理に必要な費用に充当される。
3. 乙は、翌月分の賃料および共益費をそれぞれの消費税を加算し、毎月末日までに翌月分を乙は甲の指定する金融機関口座に振り込みにより支払うこととする。但し、振込にかかる費用は乙の負担とする。
4. 1ヶ月に満たない賃料等は、1ヶ月を30日として日割計算する。
5. 甲および乙は、土地または建物に対する租税その他の公課の負担の増減により、または近傍類似の建物の賃料等に比較して賃料が不相当となったとき、あるいは維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、相手方に対し、賃料等の増減を請求することができるものとする。

### 第4条 (保証金)

1. 本契約につき、保証金は標記のとおりとする。

### 第5条 (本物件の造作等)

1. 乙は、本物件内について第1条第2項の使用目的のため内装および設備工事等施工するときは、仕様・工程等につき事前に甲の書面による承諾を得た後に、自らの責任と費用負担のもとに実施することができる。ただし、この場合施工業者については、甲および乙の双方が協議のうえ決定する。
2. 乙は、前項の工事を実施するときは、周辺の第三者に損害・迷惑などを及ぼすことのないよう注意して施工するものとし、当該工事によって、本物件を毀損または滅失せしめたときは、直ちに甲に通知すると共にその損害を賠償せねばならず、また、第三者から異議苦情等の申出があったときは、乙の責任と負担において速やかにこれを解決しなければならない。

#### 第6条（設備・造作等の変更）

1. 乙が本物件の内外装設備・仕様または前条により乙が施工した造作を下記の各号に定めることその他、改造、除去、変更するなど現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲に仕様書、設計図、請負業者届を提出し、書面による承諾を得たのちに着手しなければならない。
  - (1) 本物件内の造作、間仕切、建具等の新增設または、模様替え
  - (2) 電灯の新增設、移設、電話の引込架線、およびその他の設備の新增設、移転、変更など
  - (3) 本物件の外面（出入口扉、窓ガラス、シャッター等を含む）での商号、商標、その他の表示
2. 前項の工事に要する費用は、乙の負担とする。

#### 第7条（修理等）

1. 本物件の主要構造部の維持保全に必要な処理は甲の負担とし、本物件内の畳・建具類、壁面・天井のクロス、フロアシート、ガラス、照明器具、その他付属品等の損耗による修理および厨房設備、トイレ、冷暖房器、給湯器、換気扇、給排水設備、付属機械設備等付属設備の修理は、乙の負担において行う。
2. 乙は、本物件につき修繕を必要とする箇所を発見したときには、速やかに甲に通知しなければならない。
3. 乙は、本物件および諸造作設備の修理を自らの負担において実施する場合であっても、その修理方法についてはあらかじめ甲の書面による承諾をえなければならない。

#### 第8条（免責）

1. 地震、火災、風水害等の災害、盗難その他不可抗力と認められる事故、または甲・乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲または、乙の損害について、甲または乙は互にその責を負わないものとする。

#### 第9条（遵守事項）

1. 乙は、善良なる管理者の注意をもって本物件および本物件建物内の諸設備を使用しなければならない。また、乙の営業活動にかかり、近隣移住者等に迷惑となるような一切の行為をしてはならない。

#### 第10条（乙の届出義務）

1. 乙または連帯保証人は、次の各号の一に該当するときは、直ちに書面により甲に届け出なければならない。
  - (1) 乙の住所、商号、営業種目、組織、代表者に変更が生じたとき
  - (2) 乙または連帯保証人が、禁治産、準禁治産の宣告を受けた時、または連帯保証人が破産し



たとき

- (3) 標記に記載した入居者に変更のあるとき
- (4) 乙または連帯保証人が死亡したとき
- (5) 1カ月以上にわたり不在する場合における不在期間および連絡先
- (6) 本物件を毀損または滅失したとき
- (7) 出入り口の鍵を紛失したとき若しくは取り替えるとき

#### 第11条 (許可が必要な事項)

1. 乙は、次の各号の一に該当する行為をしようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。
  - (1) 大型金庫、大型書庫・ロッカー、機械設備等重量物の搬入据付け等をするとき
  - (2) 第5条(本物件内の造作等)または第6条(設備・造作等の変更)に該当する行為をしようとするとき

#### 第12条 (禁止事項)

1. 乙は、次の各号の一に該当する行為を行ってはならない。
  - (1) 本物件の全部または一部について賃借権を譲渡すること
  - (2) 本物件の全部または一部を第三者に転貸すること
  - (3) 本物件において危険な行為、近隣に迷惑となる行為を行うこと
  - (4) 本物件において犬、猫等動物の飼育をすること

#### 第13条 (第三者同居の禁止)

1. 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ないで、本物件に標記記載の者以外の第三者を同居させまたは使用させ或いは第三次の名義を表示してはならない。

#### 第14条 (立ち入り点検)

1. 甲または甲指定の管理人その他甲の指定する者は、建物の保全、衛生、防犯、防火、救護その他建物の管理上必要があると認めたときはいつでも、乙に通知して本物件に立ち入り、これを点検し適宜の措置を講じることができる
2. 前項の規定にかかわらず、非常の場合においては、乙に対する通知なくして前項の行為を行うことができるが、この場合甲は事後速やかに乙に報告するものとする
3. 前二項場合、乙は甲の措置に協力しなければならない

#### 第15条 (契約の解除)

1. 乙が次の各号の一に該当したときは、甲は、何らの催告なしに本契約を解除することができる。

- (1) 第1条の使用目的に違反した時
- (2) 第3条の賃料の支払を2ヶ月以上滞納した時
- (3) 第11条（許可が必要な事項）のいずれか一に違反したとき
- (4) 第12条（禁止事項）のいずれか一に違反したとき
- (5) 第13条（第三者同居の禁止）の規定に違反したとき
- (6) 反社会的集団（暴力団、暴走族、過激な政治団体等）の関係者であることが判明し、またはこれらの団体に加盟したとき
- (7) その他本契約に関し重大な義務違反があったとき

#### 第16条（契約の終了）

1. 次の各号の一に該当することがあったときは、本契約は終了するものとし、その結果生じた損害について、甲乙相互に損害賠償の請求をしない。
  - (1) 天災地変、火災その他甲および乙のいずれの責に帰すことのできない事由により本物件の全部または一部が滅失もしくは毀損して本物件の使用が不可能になったとき。
  - (2) 法令または条例の施行もしくは公権力の行使、関係官庁の指導等による本物件の収用、取り払い、使用禁止等の事由が発生したとき。

#### 第17条（契約解約）

1. 甲または乙は、本契約を解除しようとするときは、甲については6カ月、乙については2カ月以上の猶予をもってそれぞれ相手方に書面で予告しなければならない。ただし、乙は、予告に代えて賃料および共益費の2カ月分相当額を支払い即時解約することができる。

#### 第18条（明渡し）

1. 乙は、本契約終了と同時に、本物件を甲に明け渡さなければならない。この場合において、乙は本物件に付加した設備等を自己の費用をもって除去し、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状に回復しなければならない。
2. 乙は、明渡しに際し、乙の費用で本物件に付加した一切の造作について甲にその買取りを請求することはできない。
3. 乙は、明渡しに際し、移転料、立ち退き料等名目の如何を問わず甲に対し、一切の金銭請求をすることはできない。
4. 乙は、明渡しが遅滞したときには、甲に対し、遅滞日数分の賃料および共益費の倍額相当額を損害金として支払わなければならない。

#### 第19条（連帯保証人）

1. 標記連帯保証人は、本契約に基づく乙の一切の債務につき乙と連携して履行の責を負う。
2. 乙は、連帯保証人につき無資力、死亡等資格要件を欠くに至ったときには甲の認める他の連

帯保証人を付すものとする。

#### 第20条(雑則)

1. 本物件における電気、ガス、上下水道、電話等の使用については、乙が直接当該事業者と契約を締結するものとする。

#### 第21条(消費税)

1. 乙は、第3条に定める賃料および共益費、第4条第2項の解約時控除金および第18条第4項の損害金について、消費税としてそれらの10%相当額を負担するものとする。

#### 第22条(協議事項)

1. 本契約に定めがない事項、または本契約条項に解釈上の疑義が生じた事項については、および乙が、民法その他関係法規および不動産取引の慣行に従い誠意をもって協議し、解決するものとする。

上記各項承諾のうえ確実に履行することを誓約し、連帯保証人及び各自署名捺印して建物賃貸借契約書とする。本証書を二通作成し、各々一通を保有するものとする。

差者と

令和4年4月1日

賃貸人（甲）及び管理者

住 所：大阪府堺市堺区市之町東5-2-14

氏 名：日本フィナンシャルマネジメント株式会社

代表取締役 坂本 勝

電話番号：072-225-0909



条第4

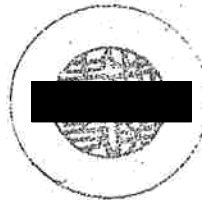
は、  
ハ、解決

賃借人（乙）

住 所：堺市 [Redacted]

氏 名：井関 貴史

電話番号：

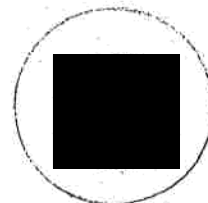


連帯保証人

住 所：堺市 [Redacted]

氏 名： [Redacted]

電話番号： [Redacted]



# 所有者変更のお知らせ

令和5年1月吉日

賃借人各位 様

前略、貴殿益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は本物件の運営管理にご理解と格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本物件は、今般不動産売買に基づき所有権が移転されました。

従いまして、所有者日本フィナンシャルマネジメント株式会社から賃貸借にかかる一切の権利を [REDACTED] が継承します。

尚、貴殿との賃貸借契約は、引き続き同一の賃貸借条件にて新所有者に継承されることとなりますが、賃料等の支払いについては令和5年3月分より下記口座にお振込下さるようお願い申し上げます。

旧所有者 堺市堺区市之町東5丁2番14号  
日本フィナンシャルマネジメント株式会社  
代表取締役 坂本 勝



新所有者

高石 亨

連絡先

TEL :

FAX :

自宅

令和5年 月分家賃より

新振込先

銀行名

支店名

預金種類

口座番号

名義人

大阪信用金庫

和泉支店

普通

※振込手数料は賃借人負担にてお願いいたします。

この書類は重要ですので、賃貸借契約書と一緒に保管しておいてください。

\*\*\*\*\*  
一般廃棄物収集運搬委託契約書  
\*\*\*\*\*

井 関 貴 史 事 務 所

---

堺市北区東浅香山町1丁49番地  
泉都興業株式会社  
TEL 072 (255) 2277  
FAX 072 (255) 2279



## 一般廃棄物収集運搬委託契約書

排出事業者である井関貴史事務所（以下「甲」という。）及び一般廃棄物収集運搬業者である泉都興業株式会社（以下「乙」という。）は、一般廃棄物の収集運搬に関して次の通り契約を締結します。

### 第1条（目的）

本契約は、一般廃棄物の収集運搬の委託に関し、甲が乙に委託する本委託業務（第2条に定義される。）の適正かつ円滑な遂行を確保することを目的とします。

### 第2条（本委託業務の内容）

1. 乙は、甲がその事業より排出する一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項に規定される「一般廃棄物」のうち、同第3項に規定される「特別管理一般廃棄物」を除いたものをいい、以下「本件廃棄物」という。）の収集運搬をします。

2. 乙は、以下のとおり、本件廃棄物の収集運搬を行います。

収 集 場 所：堺市堺区南三国ヶ丘町3-5-24 井関貴史事務所

収 集 日：原則として、火曜日、金曜日の毎週2回。

ただし、1月1日から1月3日までを除く。

収集量の目安：御見積書に準ずる。（1回の収集当たり36リットル×1個）

運 搬 先：クリーンセンター東工場 第一工場／クリーンセンター東工場 第二工場／  
クリーンセンター臨海工場のうち堺市が指定する清掃工場

### 第3条（本委託業務の報酬）

甲は、1ヶ月あたりの本委託業務の報酬として、乙に対し、金3,500円（消費税別）を毎月末締め翌月支払いとします。

甲の指定する金融機関口座自動振替(8日)により支払うこととします。

### 第4条（乙の履行上の義務）

乙は、関係法令を遵守し、本委託業務を丁寧に遂行するものとします。

### 第5条（機密保持）

甲及び乙は、本契約に関し、業務上知りえた相手方の機密を第三者に漏らしません。

### 第6条（通常外作業）

第2条第2項に規定する収集日以外の日に収集する場合、又は第2条第2項に規定する収集日に複数回の本件廃棄物の収集運搬（以下「通常外作業」という。）を要する場合には、甲は、乙に対し、事前に通知し、かつ通常外作業にかかる報酬を協議して決定し、第3条の報酬に加算して支払うこととします。

## 第7条 (内容の変更)

1. 甲及び乙は、本契約の内容を変更する場合には、協議の上、書面にて変更するものとします。
2. 収集量の実績が、第2条第2項に規定する収集量の目安と著しく差がある場合には、甲及び乙は、本契約の内容に関し協議するものとします。この協議により本契約の内容を変更する場合には、第1項の規定に従うものとします。

## 第8条 (本契約の終了原因・解除)

1. 本契約は、第2条第2項に規定する収集場所が、乙が一般廃棄物収集運搬業者の許可を受けた市町村長の管轄する区域外に変更された場合、又は、乙の一般廃棄物収集運搬業者の許可が取り消され、失効し、若しくは、乙が事業停止処分を受けた場合等、本委託業務の遂行が客観的に不能となった場合、何らの意思表示を要することなく、当然に終了します。
2. 甲又は乙は、相手方に著しい契約違反があった場合又は相手方の重過失により損害を被った場合その他甲乙間の信頼関係が破壊されたと認められる場合には、事前に相手方に通知することなく本契約を解除できます。

## 第9条 (契約期間)

本契約の契約期間は、2019年11月1日から2020年10月31日までの1年間とし、当該契約期間(当該契約期間が更新された場合には、更新後の契約期間)満了の2ヶ月前までに、甲又は乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更に1年間自動的に更新されたものとし、その後も同様とします。

## 第10条 (暴力団等排除条項)

1. 甲は、乙に対し、現在及び将来において、自ら又はその代表者、役員、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が次の各号の一にも該当しないことを表明し保証する。
  - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動・政治活動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他の反社会的勢力(以下総称して「反社会的勢力」という。)
  - (2) 反社会的勢力でなくなった日から5年を経過しないもの。
  - (3) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (4) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (5) 反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
  - (6) 反社会的勢力に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (7) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
  - (8) 自ら又は第三者を利用して、次項各号の一にでも該当する行為を行うもの。
2. 甲又は乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為



(5) その他前各号に準ずる行為

3. 甲が第1項の表明保証に違反した場合又は第2項各号のいずれかに該当する行為をした場合、乙は何らの通知又は催告をすることなく直ちに本契約の全部又は一部について、当然に期限の利益を失わせ、履行を停止し、又は解除すること（以下本条において総称して「解除等」という。）ができる。
4. 前項による解除等の場合、乙は甲に損害が生じても何らこれを賠償若しくは補償することを要せず、また、かかる解除等により乙に損害が生じたときは、甲はその損害を賠償するものとする。

本契約の成立を証するために本書を2通作成し、甲、乙は各々記名押印のうえ、甲乙各1通を保管します。

2019年10月21日

〒590-0023 堺市堺区南三国ヶ丘町3-5-24

甲 住 所： 堺市議会議員

事業所名： 井 関 貴 史

代表者名： TEL072-222-3022 FAX

乙 住 所： 堺市北区東浅香山町1丁49番地

事業所名： 泉 都 興 業 株 式 会 社

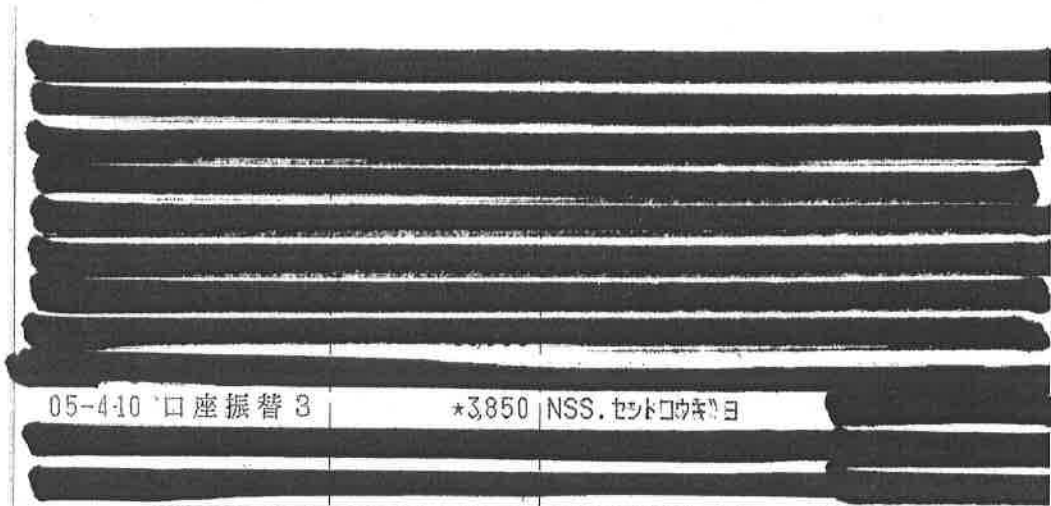
代表者名： 代表取締役 関 口 謙 治

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 井関 貴史

使 途 項 目	事務・事務所費
整 理 番 号	4 - /

領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)



● 小切手等の証券類によるご入金の場合はそのお払戻しのできる予定の日を次のとおり縦書きに表示します。

表示	お支払予定日
証券種(○○) 取立(○○)	(○○)で表示されている日の午後
派 込(○○) 振替(○○)	(お支払可能時刻は小切手等の種類によって異なります。詳細は窓口へお問い合わせください。)
現金書留(○○)	

● 自動支払い。お振込金などの内容は摘要欄または金額欄に、漢字またはカナ文字で表示します。  
(お振込人名などをカナ表示する場合、一部省略) または略記させていただくことがあります。ご不明な点は当店へご連絡ください。

● 記号のご説明  
K, M...入金  
L...振替入金  
Q...支払い  
R...振替支払い  
T...後日記帳分

按 分 率 (按分による支出の場合に使用)

75% 1, 583円

(按分率の根拠) 事務所使用実態により按分

(その他)

ごみ処理代 (3月分)

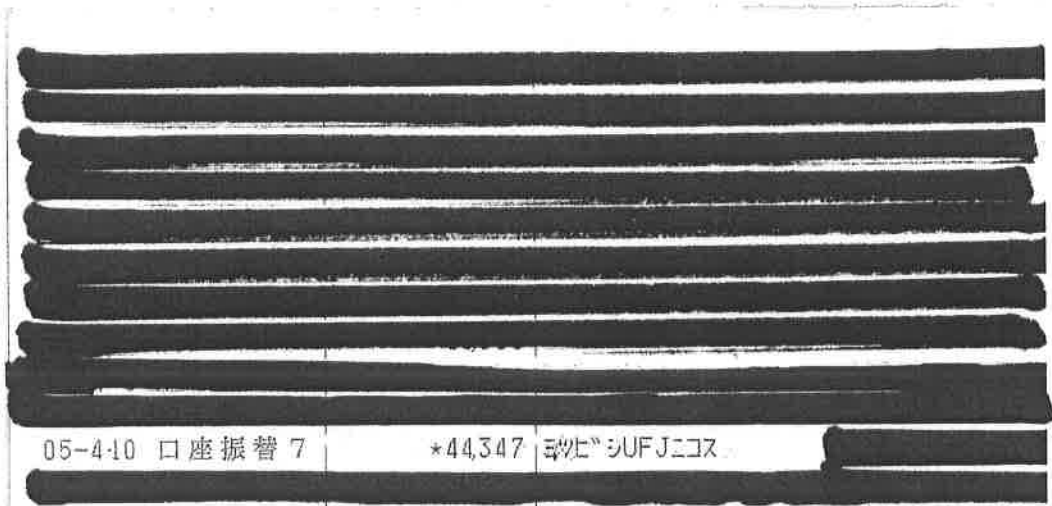
(3/18~3/31を除く、31日中の17日分)

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 井関 貴史

使 途 項 目	事務・事務所費
整 理 番 号	4-2

領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)



● 小切手等の証券類によるご入金の場合はそのお払戻しのできる予定の日を次のとおり摘要欄に表示します。

振替 (〇〇)	取立 (〇〇)	(〇〇)で表示されている日の午時
振込 (〇〇)	振替 (〇〇)	(お振込可能時刻は小切手等の種類によって異なります。詳細は窓口へお問い合わせください。)
配当金 (〇〇)		

● 自動支払い、お振込金などの内容は摘要欄または金額欄に、漢字またはカナ文字で表示します。  
(お振込人名などをカナ表示する場合、一部省略) または略記させていただくことがあります。ご不明な点は当店へご照会ください。

● 記号のご説明  
K, M...入金  
L...振替入金  
Q...支払い  
R...振替支払い  
T...後日記録分

按 分 率 (按分による支出の場合に使用)

75% 4,874円

(按分率の根拠) 事務所使用実態により按分

(その他)

固定電話・インターネット使用料 (3月分)  
(3/18~3/31を除く、31日中の17日分)

ご利用明細書

平素は当社のご利用いただき誠にありがとうございます。今月分の「ご利用明細」をご案内申し上げます。今月分の「ご利用明細」をご案内申し上げます。今月分の「ご利用明細」をご案内申し上げます。

お支払日 5年4月10日 当月ご請求額 44,700円 前月の請求額 44,700円
当月お支払金額 44,347円 当月お支払回数 0回
ご請求明細
ご利用区分 前月お支払後残高(円) 新規ご利用額(円) 残高(円) ご請求金額(円) 44,347円
通貨種別 普通
口座番号

Table with columns: 元金(円), 手数料(円), 可能枠超過額(円), 当月お支払額

ご利用明細
ご利用日 2016年7月 23日
ご利用店名 海外ご利用店名/海外都市名
ご利用店名 三菱UFJ銀行 堺東支店
ご利用店名 井関貴史事務所

Table with columns: 支払回数, ご利用金額(円), 残高(円), 11851, 44347

カードローンのご案内
ローン名, ローン利率, 前月の返済高(円), 前月の返済元金(円), 当月返済高(円), 当月返済元金(円)

ご利用金額欄に「-」の表示がある場合は返金・返済などによる減額分です。当月お支払合計額に「-」の表示がある場合は、お支払日に当該金額をご指定の現金口座へお振込みいたします。

料金後納郵便
er.mufg.jp

堺市

井関貴史事務所 様 4月

M418 000092 \*0081354 0083984



223037501701182 166093 0504

親展

MUFG CARD

24 カードご利用明細書

三菱UFJニコス株式会社
〒812-8607
福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル
福岡事務所

2023.4

① 矢印方向にはがして中ををご覧ください。
矢印方向にはがして中ををご覧ください。
矢印方向にはがして中ををご覧ください。
矢印方向にはがして中ををご覧ください。
矢印方向にはがして中ををご覧ください。



親展 重要 CONFIDENTIAL IMPORTANT

3月

590-0023 堺区南三国ヶ丘町3丁 5-24

井関貴史事務所 井関 貴史 様



株式会社ジェイコムウエスト 堺局 問い合わせ 25 J:COMカスタマーセンター TEL 0120-999-000 受付時間 9:00~18:00 HP: www.myjcom.jp/

2023 3

J:COM

★恐れ入りますが、開封前に宛先に間違いないかご確認をお願いします。宛先が異なる場合は開封せず、「誤配」や「転居」とご記入のうえ、ポストに投函してください。

03 29067623# 361-100104-65 2303 0801

①②の順にはがして、中をご覧ください。 (万一雨などで濡れている場合は、十分に乾かしてからはがしてください。)

クレジットカードの案内

J:COM

平素は、弊社サービスをご利用いただき誠にありがとうございます。以下の金額をご指定のクレジットカード会社より請求させていただきます。

Table with 2 columns: Field (Customer Name, Month of Issue, Total Amount Due, Withdraw Date) and Value (井関貴史事務所, 2023年 3月, 11,851円, ご利用クレジットカード会社の規約に基づき振替日)

次月より請求金額に変更がない場合は、本状の発行を省略いたします。

※請求書発行を有料でお申し込みの方は除きます。

- お問い合わせ先 0120-999-000 (フリーコール)
受付時間 9:00~18:00 (年中無休)
政府の支援により、J:COM電力は7円/kWh、J:COMガスは30円/立方メートル値引きされています。マンション一括コースの共用部は一部を除き、3.5円/kWh値引きされています。

ご利用料金の内訳

2023年 3月 8日 発行 料金(円) ご利用期間等 PERIOD OF USE CHARGES

Main table with 2 columns: Description (バックパック, 320Mコース, PHONE プラス事務用, etc.) and Amount (7,750, 1,950, etc.)

- 電話をご利用の皆さまへ
ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、ご負担いただく料金です。
■初回のご請求はサービス開始月の日割り分とその翌月の1か月分の合算となります。
※お手続きの時期により、サービス開始月翌々月までを合算したご請求となる場合があります。
■途中で契約内容を変更した場合は、翌月のご請求にて精算となります。

Webサイトにて、口座振替へのご変更のほか、クレジットカード支払いのご変更ができます。
https://www2.myjcom.jp/join/

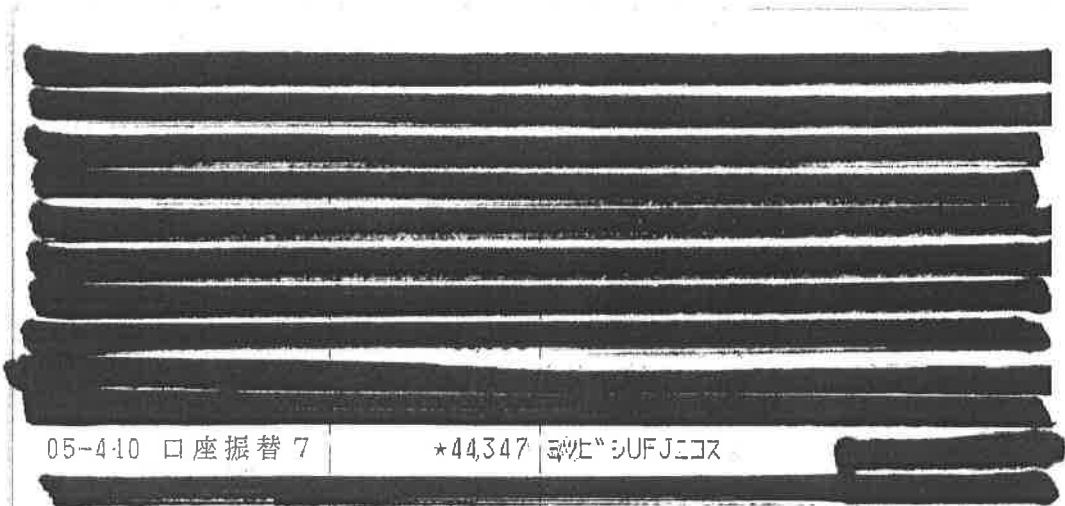
株式会社ジェイコムウエスト 〒540-0012 大阪府中央区谷町2-3-12 マルイト谷町ビル

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 井関 貴史

使 途 項 目	事務・事務所費
整 理 番 号	4-3

領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)



05-4-10 口座振替 7 \*44,347 株式会社 シUFJニコス

●小切手等の証券類によるご入金の場合はそのお取戻しのできる予定の日を次のとおり摘要欄に表示します。

種別	非支払予定日時
振替預(〇〇) 取立(〇〇)	(〇〇)で表示されている日の午出
振込(〇〇) 振替(〇〇)	お支払可能時刻は小切手等の仕通しによって異なります。詳細は窓口へお問い合わせください。
記当金(〇〇)	

●自動支払い、お振込金などの内容は摘要欄または金額欄に漢字またはカナ文字で表示します。  
(お振込人名などをカナ表示する場合、一部省略) または略記させていただくことがあります。ご不明な点は当店へご照会ください。

●記号のご説明  
K, M…入金  
L…振替入金  
O…支払い  
R…振替支払  
T…後日記帳分



按 分 率 (按分による支出の場合に使用)

75% 2,139円

(按分率の根拠) 政務活動・後援会活動・私的活動の実態に応じて按分

(その他)

楽天モバイル使用料 (2月分)

料金後納郵便  
cr:mufg.jp

〒  
堺市

井関貴史事務所 様

4月

http://www.mufg.jp

M418 000092 \*0081354 0083984



223037501701182 166093 0504

親展

MUFG CARD

27 カードご利用明細書

三菱UFJニコス株式会社  
〒812-8607  
福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル  
福岡事務センター

2023.4

①を矢印方向にはがして中をご覧ください。  
②を矢印方向にはがしてください。  
③を矢印方向にはがしていただき、  
(ハガキが濡れている場合は十分に乾かしてからはがしてください。)

ご利用明細書

平素は当社のカードをご利用いただき誠にありがとうございます。今月分の「ご利用明細」をご案内申し上げます。今月分の「ご利用明細」をご案内申し上げます。お引落口座へのご入金、お支払の前日(金融機関営業日)までにお戻りいたします。

お支払日 5年 4月 10日 当月ご請求額 44,347円 前月の支払額 0円  
カード名称 MUFJカード 会員番号 [REDACTED] 金融機関名 三菱UFJ銀行 口座番号 [REDACTED]  
支店名 堺貴史事務所

ご利用明細  
ご利用区分 前月の支払残高(円) 新規ご利用額(円) 残高(円) ご請求金額(円) 44,347  
通常払い

ご利用日 [井関 貴史 様]  
ご利用店名 海外ご利用店名/海外都市名  
支払回数 1  
ご利用金額(円) 2853  
5/312ラクテンモバイルツウシンリョウ  
小計 13件  
44,347  
3年02月分 お客さま番号 [REDACTED]

ご利用金額に「-」の表示がある場合は返品・取消などによる減額分です。当月のお支払合計額に「-」の表示がある場合は、お支払日に当該金額をご指定の預金口座へお振込みいたします。

カードローンのご案内  
ローン名 [REDACTED] ローン利率 [REDACTED] 前月の返済残高(円) [REDACTED] 当月返済額(円) [REDACTED] 当月返済済残高(円) [REDACTED] 利息(円) [REDACTED]

明細行数が20行以下の場合、ハガキタイプにて発行させていただきます。■お振替情報の保額確認のため、会員番号・口座番号の一部を非表示とさせていただきます。

## ご利用料金のお知らせ

請求合計額 (税込)	2,853円
不課税対象 合計	0円
課税対象(税込) 合計	0円
課税対象(税抜) 合計	2,594円
課税対象(税抜)に対する消費税	259円

お支払い方法 クレジットカード

請求番号 202302006185450

ご利用年月

2023/02

ご利用電話番号



サービス内容/詳細	ご利用期間	金額	税区分
Rakuten UN-LIMIT VII (1回線目) 0~3GB		980円	税別
国内通話/SMS	2023/02/01 - 2023/02/28	1,612円	税別
ユニバーサルサービス料		2円	税別
電話リレーサービス料		0円	税別
	合計	2,594円	

■毎月のご利用料金は、ご利用月の翌月4日ごろに確定いたします。

### ■収納状況について

- ・お支払い方法により収納状況の更新タイミングは異なります。  
 クレジットカードの場合：ご利用月の翌月11日ごろ  
 口座振替の場合：ご利用月の翌月末～翌々月10日の間  
 請求書の場合：コンビニエンスストアでお支払いいただいた日

### ■お支払い方法がクレジットカードのお客様

- ・口座引き落としタイミングはご利用のカード会社により異なります。
- ・ご登録のクレジットカードの有効期限が切れている場合や、仮売上処理で承認エラーが発生した場合は、お引き落としが出来ません。  
 ご利用月の翌月15日ごろ発送する請求書でお支払いください。
- ・エラー理由については、カード発行元会社へお問い合わせください。

### ■お支払い方法が口座振替のお客様

- ・口座振替日は、毎月27日（金融機関休業日は翌営業日）に、ご指定口座よりお引き落としいたします。
- ・再振替はございませんので、事前に残高のご確認をお願いいたします。
- ・残高不足等で振替できなかった場合は、ご利用月の翌々月10日ごろに督促状を発送いたします。
- ・督促状は、請求対象月ごとに請求書発行手数料200円（税別）をご利用料金に合算いたします。  
 （例）2カ月分のご利用料金の請求が対象になっている場合は、2カ月分のご利用料金の合計額に請求書発行手数料400円（税別）が加算されます。

### ■住所が変更になった場合は、楽天モバイルのご登録住所の変更をお願いいたします。

- ・ご契約者様宛に発送した当社郵便物の返戻や、ご契約者様とご連絡が取れない場合は、通告なく利用停止を行う場合がございます。

### ■Rakuten Turboのご契約者様には「ご利用電話番号」に代わり、端末番号を記載しております。

### ■その他

※請求書および督促状でお支払いの場合の払込手数料は、お客様負担とさせていただきます。

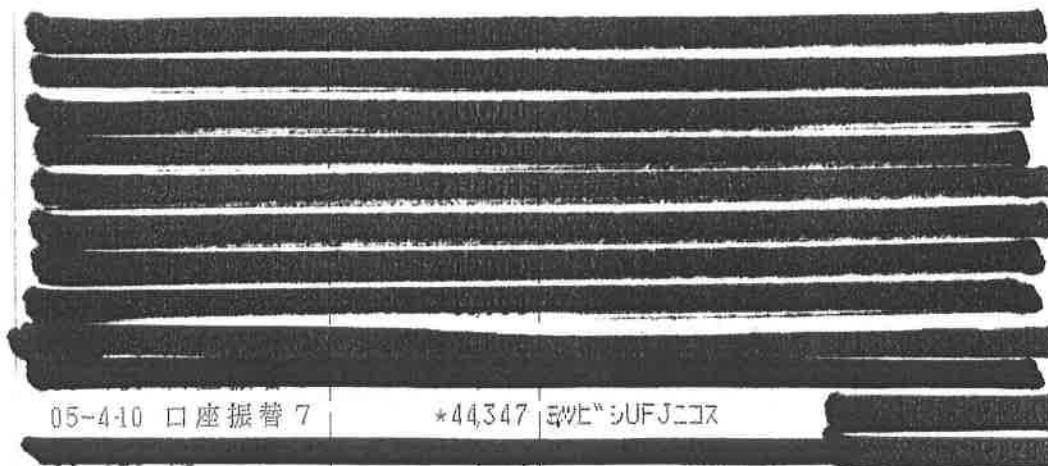


領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 井関 貴史

使 途 項 目	事務・事務所費
整 理 番 号	4-4

領収書等貼付欄（複数枚の貼付は、不可）



① 小切手等の証券類によるご入金の場合はそのお取戻しの  
 受取手定の日を次のとおり摘要欄に表示します。  
 ② 自動支払い、お振込会などの内容は摘要欄または  
 金額欄に、漢字またはカナ文字で表示します。  
 （お振込人名などをカナ表示する場合、一部省略  
 または略記をさせていただきます。）  
 不明な点は当店へご照会ください。  
 ③ 記号のご説明  
 K、M…入金  
 L…振替入金  
 O…支払い  
 R…振替支払い  
 T…後日記帳分

訂 正	お支払予定日時
振替引〇〇〇 取立〇〇〇	（〇〇）で振替されている日の半注
振 込〇〇〇 振替〇〇〇	（〇〇）で振替されている日の半注
振替引〇〇〇	（〇〇）で振替されている日の半注

按 分 率（按分による支出の場合に使用）

75% 3,292円

（按分率の根拠）事務所使用実態により按分

（その他）

電気代（2月分）

料金後納郵便  
cr.muufg.jp

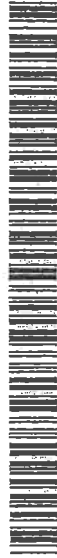
〒[REDACTED] 堺市

井関貴史事務所 様

4月



M418 000092 \*0081354 0083984



223037501701182 166093 0504

親展

MUFG CARD

30 カードご利用明細書

三菱UFJニコス株式会社  
〒812-8607  
福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル  
福岡事務所センター

2023.4

①を矢印方向にはがして中をご覧ください。  
続いて裏面にある②を矢印方向にはがしてください。  
(ハガキが濡れている場合は十分に乾かしてからはがしてください。)

ご利用明細書

平素は当社のカードをご利用いただき誠にありがとうございます。今月分の「ご利用明細」をご案内申し上げます。今月分の「ご利用明細」をご案内申し上げます。今月分の「ご利用明細」をご案内申し上げます。今月分の「ご利用明細」をご案内申し上げます。

支払日	5年 4月10日	当月ご請求額	44,347円	ご入金年月	2016年 7月	発行日	5年 3月 2日
当のお支払合計額	44,347円	前のお支払額	0円	カード名称	MUFGカード	(入金経過月数)	6年 10月
	44,347円	残高	44,347円	会員番号	[REDACTED]		

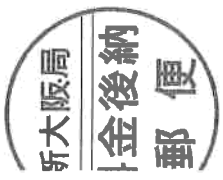
ご利用区分	前月お支払後残高(円)	新規ご利用額(円)	残高(円)	ご請求金額(円)	元金(円)	手数料(円)	可能繰上返済額(円)	当月お支払後通常払い
				44,347				

ご利用明細	ご利用店名	海外ご利用店名/海外都市名	ご利用金額(円)	返済回数	残高(円)	返済日	返済金額(円)	返済利率	返済手数料	返済回数	返済利率
5. 214関西電力	[REDACTED]	[REDACTED]	43,902	1	44,347	2023年02月分	43,902	1.3%	[REDACTED]		

ご利用金額欄に「-」の表示がある場合は返品・取消などによる減額分です。当月のお支払合計額は、お支払日に当該金額をご指定の預金口座へお振込みいたします。

カードローンのご案内	ローンご利用可能額	前月の返済額	当月返済額	利息	返済手数料	返済回数	返済利率	返済手数料

①明細行数が20行以下の場合、ハガキタイプにて発行させていただきます。②お客様情報の保護徹底を図るため、会員番号・口座番号の一部を非表示とさせていただきます。



2月

電気ご使用量のお知らせ

590-0023

堺市 堺区  
南三国ヶ丘町 3丁5-24

現 展

31 井関 貴史 事務所 様



(00H) #16705  
12 24 0214 0016852

0-8431 2023.2  
連絡先> 関西電力株式会社 大阪料金センター  
0800-777-8810

お電話は18時まで、コンタクトセンターで承っております。  
でお申込の際は番号をよくお確かめのうえ、必ず「0800」からお掛け下さい。  
堺のIP電話からは、ご利用いただけられない場合がございます。  
時間は月～金曜日（祝日を除く）の9:00～17:00です。夜間、土曜、日曜、祝日においても停電  
警報がお急ぎのご用件については承っております。（一部地域で異なる場合がございます）  
越しのお手続きは、弊社ホームページが便利！！  
is://kepco.jp/

ご案内は内側にあります。ここからはがして下さい。①

電気ご使用量のお知らせ

井関 貴史 事務所 様  
いつもご利用いただきありがとうございます。  
お書きま 旧住所 番 号 [REDACTED]  
供給地点特定番号 (1) [REDACTED]

本年作成年月日 令和 5年 2月 14日  
今回来計日 次回検計日 2月14日 3月14日  
ご請求金額 4,390円  
ご支払期限日 3月16日  
ご契約種別1 従量電灯A

当月ご使用量 205kWh  
208kWh  
ご参考 前年同月ご使用量 (期間 1月18日～ 2月14日)

当月指示数	01347	円	銭	(内 訳)	円	銭
前月指示数	01142					
最低料金	34101					
1段階料金	2,18256			再エネ促進賦課金	70700	
2段階料金	2,18535			消費税等相当額再掲	39900	
燃料費調整額	-97574					

計器番号 148

ご契約種別2	*****	ご請求金額	*****		
(内 訳)	円	銭	(内 訳)	円	銭

関西電力

従量電灯A	(参考) 託送料金相当額(再掲) うち賠償負担相当額 及び廃戸円消化負担相当額	1,773円 47円15銭
-------	---	------------------

※託送料金相当額は、低圧託送料金平均単価を基に算定した参考値です。  
5年 2月分 ご請求に関するお知らせ  
クレジット支払  
電気料金はカード会社からの請求となります。  
なお、カード会社の締切日と当社の検計日等の都合により、カード会社から2ヶ月分をまとめて請求する場合がありますのでご容赦ください。

電気料金領収済のお知らせ	*****
ご契約種別	*****
年 月 分	*****
領 収 金 額	*****
消費税相当額(再掲)	*****
ご使用期間	*****
ご使用量	*****
振 替 日	*****

口座名義 店舗 口座番号  
印刷報告納付につき北 称禁事承認済  
◎口座振替による領収の場合、お書きま情報照会の際から、ご口座情報につきましては、お書きまからのご振替が有る場合にのみ記載しております。なお、その場合でも、口座番号の一致を非表示とさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願いたします。  
<ご使用場所> 堺市堺区南三国ヶ丘町3丁5-24

単 価 名 称	分	従量電灯A	15kWhをこえる 1kWhにつき
燃 料 費 調 整	当月分	-71円84銭	-4円76銭
再エネ発電促進料	当月分	-71円84銭	-4円76銭
	当月分	51円75銭	3円45銭

関西電力

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 井関 貴史

使 途 項 目	人件費
整 理 番 号	4-5
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>井関貴史事務所 井関貴史様</p> <p style="text-align: center;"><u>金 52,000 円</u></p> <p>2023年3月分 賃金として 上記正に領収致しました。</p> <p style="text-align: center;">(〜 3/22)      2023年 4 月 10 日</p> </div>	
按 分 率 (按分による支出の場合に使用)	
75%    26,910円 (按分率の根拠) 勤務実態に基づき按分	
(その他)	
給与 (■■■■氏 3月分) (3/18~3/31 分を除く)	

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 井関 貴史

使 途 項 目	人件費						
整 理 番 号	4-6						
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)							
<p><b>領 収 証</b></p> <p>井関 貴史 様 2023 年 4 月 13 日</p> <p>★ ￥21,938</p> <p>但 4/9・4/10・4/13 分 事務作業 上記正に領収いたしました</p> <table border="0"> <tr> <td>内 訳</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>税抜金額</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>消費税額等(%)</td> <td>●</td> </tr> </table>		内 訳	●	税抜金額	●	消費税額等(%)	●
内 訳	●						
税抜金額	●						
消費税額等(%)	●						
按 分 率 (按分による支出の場合に使用)							
75% 16,453円 (按分率の根拠) 勤務実態に基づき按分							
(その他) 給与 (●氏 4月分)							

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 井関 貴史

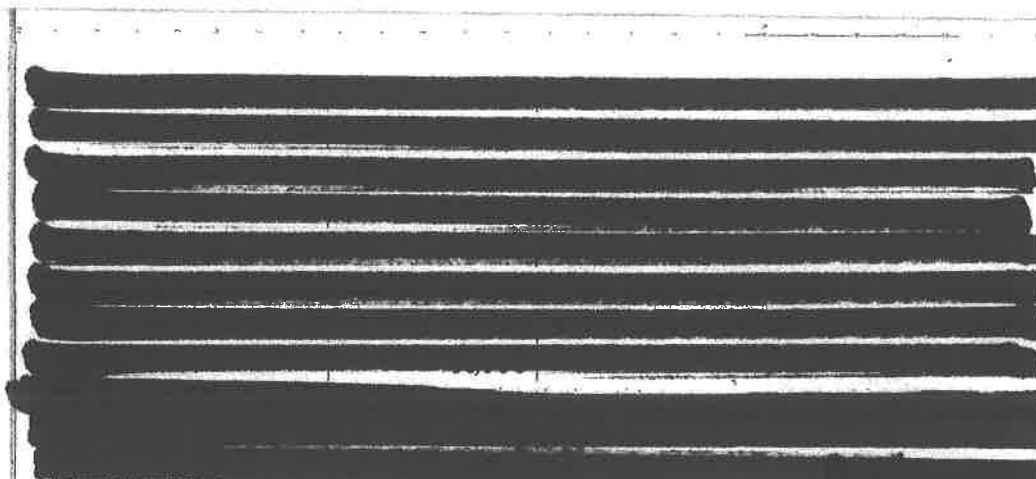
使途項目	資料購入費						
整理番号	4-7						
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)							
<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">4/25</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>2023年04月分</p> <p>堺区南三国ヶ丘町3-5-24</p> <p>井関 貴史 様</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">銘柄</td> <td style="text-align: center;">部金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">産経新聞朝刊※</td> <td style="text-align: center;">1 4,200</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">合計 <b>¥ 4,200</b></p> <p style="font-size: small;">※は軽減税率対象品目</p> <p>産経新聞堺東専売所 〒590-0074 堺市北花田口町3-2-1 TEL: 072-232-4859</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: right;"> <p>No. [REDACTED]</p> <p>お知らせ 便利な“自振・クレジット払い”を おすすめしています。 毎度ご購入有難うございます。 上記の通り領収致しました。</p> <p>8%対象 ¥4,200(消費税 ¥311)</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto;"> <p style="font-size: x-small; margin: 0;">産経新聞 領収印 販売所</p> </div> </div> </div>		銘柄	部金額		産経新聞朝刊※	1 4,200	
銘柄	部金額						
産経新聞朝刊※	1 4,200						
按分率 (按分による支出の場合に使用)							
100% 4,200円 (按分率の根拠)							
(その他) 産経新聞 (4月分) 情報収集のため							

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 井関 貴史

使 途 項 目	事務・事務所費
整 理 番 号	4 - 8

領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)



05-426 水道 \*3084 サカイサイトウ



●小切手等の証券類によるご入金の場合はそのお払戻しのできる予定の日を次のとおり摘要欄に表示します。

名 示	お支払予定日時
証券類(〇〇) 取立(〇〇)	(〇〇)で表示されている日の午後
届 込(〇〇) 連替(〇〇)	(お支払可能時刻は小切手等の種類によって異なります。詳細は窓口へお問い合わせください。)
配当金(〇〇)	

●自動支払い、お振込金などの内容は摘要欄または金額欄に、漢字またはカナ文字で表示します。  
(お振込人名などをカナ表示する場合、一部省略または略記させていただくことがあります。ご不明な点は当店へご照会ください。)

●記号のご説明  
K, M…入金  
L…振替入金  
Q…支払い  
R…振替支払い  
T…後日記帳分

按 分 率 (按分による支出の場合に使用)

75% 2,313円

(按分率の根拠) 事務所使用状況に準ずる。

(その他)

水道代

4/26

堺区南三国ヶ丘町 3-5-24

井関 貴史 事務所 様



令和5年 4月 R 5. 1.24~R 5. 3.23 (59日間)  
 基本料金 40  
 従量料金 38  
 基本料金 2  
 いつもご利用ありがとうございます。

ご参考：昨年同期ご使用水量 1m<sup>3</sup> (62日間)

令和 5年 4月		
種別	数量	金額
基本料金	2	1,511円 137
従量料金	2	1,573円 143
合計		3,084円 280


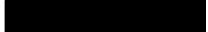
令和 5年 4月 26日

この「ご使用水量のお知らせ」で料金のお支払いはできません。  
 上記は予定金額で、変更となることもあります。  
 ※水道の水は、堺市水道条例に基づき算定しています。

**口座振替済のお知らせ**

下記のとおり、振替させて頂きましたので、お知らせします。  
 ありがとうございます。(金額には消費税等相当額を含みます。)

請求年月	振替日	振替済金額
R 5年 2月	令和 5年 2月27日	1,558円

検針業務受託業者 すいりん確認コード   
 ヴェオリア・ジェネッツ (株) 堺北営業所  
 TEL 072-240-1871 担当   
 お問い合わせは、お客様センター (電話受付委託先) へ  
 TEL 0570-02-1132 FAX 072-252-4132

堺市水道局



様式第11号 (第6条関係)

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 井関 貴史

使 途 項 目	広報・広聴費
整 理 番 号	4 - 9
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)	
別紙	
按 分 率 (按分による支出の場合に使用)	
90% 164,835円 (按分率の根拠) ビラの紙面割合に応じて按分	
(その他) 市政報告ビラ 印刷・ポスティング代 (見積書・請求書・領収書・納品書・ポスティング報告書添付)	

## 入 出 金 明 細

1件 ~ 1件

取引日	入出金(円)	取引後残高(円)	入出金内容
2023/04/27	-347,442	<span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span>	ラクテンカード サービス
			以下余白

ご利用代金請求明細書

井関 貴史 様

2023/05/30

楽天カード株式会社

本社 東京都港区南青山二丁目6番21号  
電話番号 03-6740-6740 (代表)

2023年04月ご請求金額

347,442円

ご利用カード

【利用不可】楽天カード (MasterCard)

お支払い日	返済方法	引き落とし口座	請求確定日	利用獲得ポイント	調整額	返金額
2023/04/27	口座振替	楽天銀行 アロハ支店 普通	2023/04/24		0円	0円

ご利用明細

(単位:円)

利用日	利用店名	利用者	支払方法	利用金額	手数料	支払総額	当月請求額	翌月繰越残高
2023/03/15	ファミ	本人*	1回払い	183,150	0	183,150	183,150	0

※ポイント支払いサービスをご利用された場合、ご利用ポイント分を差し引いた金額がご請求予定金額として表示されます。

## お見積書



発行日: 2023年02月16日

堺市議会議員 井関貴史事務所  
御中

ラクスル株式会



〒141-0021 東京都品川区上大崎2-24-9 アイケイビル 1F  
tel: 03-4577-9200 mail: contact@raksul.com

商品名 / 商品仕様	部数	出荷日	金額	(単価)
チラシ・フライヤー チラシ・フライヤー A4 両面カラー 光沢紙(コー ト) 標準: 90kg ポスティング(2023/03/15配布 完了希望、配布方法: 標準配布)	25,000部	-	¥166,500	¥6.66

注文内容:	商品:	¥166,500
ご注文金額:		¥166,500
お支払い金額:		¥166,500
消費税:		¥16,650
ご請求合計金額:		¥183,150

お客様へ (必ずご確認ください)

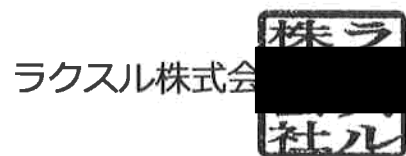
- 見積書の有効期限は発行日より1ヶ月です。
- キャンペーン商品についてはキャンペーンが終了次第通常価格での販売となります。その際には本見積書をご利用にはなれませんのでご注意ください。
- 販売停止した商品は本見積書に仕様が記載されていてもご注文いただけません(新聞折込・ポスティング・エリア便については本見積書と同じ配布・折込日でのご注文が出来ない場合は販売停止に該当します)。
- 見積書の発行日は発行時点の日付となります。過去の日付、未来の日付に変更できませんのでご注意ください。
- 送料無料です。(ただし、名刺の注文の場合を除きます。また、複数箇所への分納をご希望の場合は1箇所につき1,380円の送料をお支払いいただきます。)
- 受付日とは、ご注文商品の出荷日を計算する基準となる日です。受付日は、入稿されたデータのチェック完了とお支払いの完了をもって確定とさせていただきます。受付日確定後、印刷工程へと進みます。
- データチェックお急ぎ便(460円 ※中綴じ冊子・無線綴じ冊子は1,000円)、領収書の郵送(300円)、NP請求書払い(300円)は有料オプションです。
- 見積書の期限内に価格変更があり、上記の金額で購入いただけない場合がございます。その際はカスタマーサポートまでご連絡ください。

請求書



日付: 2023年2月16日  
請求書番号: B-230216733158

堺市議会議員 井関貴史事務所  
御中



〒141-0021 東京都品川区上大崎2-24-9 アイケイビル 1F  
tel: 03-4577-9200 mail: contact@raksul.com

この度は、ラクスルをご利用いただきまして誠にありがとうございました。  
下記の通り、ご請求申し上げます。

ご注文番号	商品概要 / 商品仕様	部数	出荷日	金額
230216733158-01	(20230216市政報告ポスティング) チラシ・フライヤー,A4,両面カラー,光沢紙(コート),標準: 90kg,ポスティング (2023/03/15配布完了希望、配布方法:標準配布)	25,000部	2023年 3月15日	¥166,500
	注文内容:	商品:		¥166,500
	注文合計:			¥166,500
	消費税:			¥16,650
	ご請求合計金額:			¥183,150
	お支払い方法:		クレジットカード	

納品書



日付: 2023年3月15日  
納品書番号: I-230216733158

堺市議会議員 井関貴史事務所  
御中

ラクスル株式会



〒141-0021 東京都品川区上大崎2-24-9 アイケイビル 1F  
tel: 03-4577-9200 mail: contact@raksul.com

この度は、ラクスルをご利用いただきまして誠にありがとうございました。  
下記の通り、納品いたしました。

ご注文番号	商品概要 / 商品仕様	部数	出荷日	金額
230216733158-01	(20230216市政報告ポスティング) チラシ・フライヤー,A4,両面カラー,光沢紙(コート),標準: 90kg,ポスティング (2023/03/15配布完了希望、配布方法:標準配布)	25,000部	2023年 3月15日	¥166,500
	注文内容:	商品:		¥166,500
	注文合計:			¥166,500
	消費税:			¥16,650
	ご請求合計金額:			¥183,150
	お支払い方法:			クレジットカード

お客様へ (必ずご確認ください)

- 本書面は納品書であり、領収書ではございません。
- 領収書が必要な方は、マイページの「注文に関する各種書類」より発行いただけます。

領収書



日付: 2023年3月15日  
領収書番号: R-230216733158

堺市議会議員 井関貴史事務所  
御中



〒141-0021 東京都品川区上大崎2-24-9 アイケイビル 1F  
tel: 03-4577-9200 mail: contact@raksul.com

**¥183,150-**

但し 商品代として  
上記金額を正に受領いたしました。

ご注文番号	商品概要 / 商品仕様	部数	出荷日	金額
230216733158-01	(20230216市政報告ポスティング) チラシ・フライヤー,A4,両面カラー,光沢紙(コート),標準: 90kg,ポスティング (2023/03/15配布完了希望、配布方法:標準配布)	25,000部	2023年 3月15日	¥166,500

注文内容:	商品:	¥166,500
注文合計:		¥166,500
消費税:		¥16,650
ご請求合計金額:		¥183,150

お支払い方法: クレジットカード



堺の誇りを次世代に

いせきたかし

# 井関貴史

◆堺市議会議員（堺区）

◆大阪維新の会 所属

堺市議会 所属委員会・審議会等

- 健康福祉常任委員会委員
- 育ちと学び応援施策調査特別委員会委員長
- 堺市議会議員及び市長の倫理に関する調査会委員
- 堺市住宅まちづくり審議会委員

その他

- 榎校区自治連合会会長（2018.4～）

井関貴史プロフィール

- 2011年～堺市議会議員（3期目）
- 1973.12.12 堺市堺区向陵中町生まれ
- 新宝珠幼稚園、堺市立榎・新檜尾台小学校
- 私立灘中学校・灘高等学校卒業
- 1997.3 東京大学法学部卒業
- 三菱重工業株式会社勤務（1997～2003）

## 市政報告会

3月18日(土)

10時～

榎校区けやき会館

堺区向陵西町1-1-16

発行元 堺市議会議員 井関貴史

〒5900023 堺区南三国ヶ丘町3-5-24

takashi-iseki@live.jp 072-222-3022

「子育て・教育環境を整えて、人口流入を図る」ことの重要性は誰しも認めますが、その実行には、校区の再編等を行い予算を確保し、必要な事業や地域に予算を重点投下することが大切です。

堺の誇りを次世代に引き継ぐため尽力します。

「特別事情を除く単年度収支」改善が必須です。

そのためには、将来を見据え、様々な利害関係を乗り越え、子育て・教育・企業活動等必要な施策に予算を積極的に振り分けることが大事です。

堺市は、「財務戦略」や「財政危機脱却プラン」に取り組んでいます。が、財政基盤を確立するには、「特別事情を除く単年度収支」改善が必須です。

日本の財政は立ち行かないおそれがあると感じてきました。

ごあいさつ



# 堺の誇りを次世代に

- (1) **身を切る改革の継続**【条例提案(R3.3.26等)否決—自主的に寄付】  
議員報酬の2割を自主的にカットし、被災地やウクライナ支援に寄附（現在約1億円）。市長報酬は、条例で3割カット。今後も身を切る改革を進めることで、改革の姿勢を示す。
- (2) **財政再建と改革の断行**【R2.8.31本会議、R4.2.22本会議】  
財務戦略なき市民サービスの拡充が行われ、収支不足から基金依存の財政運営が続いて、財政の硬直化と財政の悪化を招いた。財政収支は改善に向かいつつあるが、改革は道半ばであり、将来の世代に負担を先送りしない持続可能な財政運営を実現する。
- (3) **教育ICT化の更なる推進**  
教育分野におけるICT活用により、基礎学力の向上や食育指導を進める。  
eラーニングやアクティブラーニング、CBTシステム、オンライン面談などを推進する。
- (4) **保育機会の拡大**【R4.6.15健康福祉委員会】  
年度当初の待機児童は0を達成したが、今後は保護者のきめ細かな保育ニーズに対応する。年度途中の入所や兄弟姉妹が同施設で入所できる環境づくりをおこなう。  
需要が増大する主要駅前の保育環境を充実させるため、送迎保育ステーションを拡充する。
- (5) **健康医療分野や物流拠点の集積**【R2.8.31本会議、R3.12.13産業環境委員会】  
2025大阪・関西万博にあわせて、健康や医療ヘルスケア産業の誘致を進める。  
関西空港からの高速道路網を活かし土地利用の規制緩和を進め、物流や製造拠点の集積を推進。  
企業誘致で大阪府と連携し、市場を分析しターゲットを絞って進める専門組織を設立する。
- (6) **ICTの活用による業務の効率化**  
専門のICTイノベーション推進室を設置してICTの取組みに力を入れてきた。  
AI（人工知能）やRPA（ロボットによる業務自動化）を活用して業務の効率化を進め、政策立案や市民に直接かかわる仕事の時間を増やす。

しがらみがないからこそできる市政の改革をさらに進め、  
将来のビジョンを示しながら、みなさまに実感してもらえるように、  
次の4年間で政策を実行に移し、次の世代に負担を先送りしない、  
**改革から成長を実現する持続可能な堺を創ります。**

- (1) **副首都・大阪の実現**【R2.9.23建設委員会(関連質疑)】  
堺市は大阪府・大阪市とつくる副首都推進本部に参画し、東西2極の一翼を担う副首都・大阪を実現しようとしている。職員の派遣等を通じて、これまで以上の責任と役割を果たす。
- (2) **大阪・関西万博の成功**【R2.9.23建設委員会(関連質疑)】  
2025大阪・関西万博の成功に向け、大阪府・市と連携して堺市として積極的に関わる。  
万博が掲げる健康をテーマとした施策を進め、市民生活の向上に資するイベントを実現。  
パークアンドライド等で訪れる人々に堺を周遊してもらうことで、波及効果の拡大を図る。

## 大阪を成長させる

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 井関 貴史

使 途 項 目	事務・事務所費
整 理 番 号	4-10
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)	
<p>別紙</p>	
按 分 率 (按分による支出の場合に使用)	
75% 60,000円 (按分率の根拠) 事務所使用実態により按分	
(その他) 事務所賃借料 (5月分)	

